



## 共済・保険契約に規定する「風災」について考える

おの でら ちせ  
小野寺 千世

今年は、ソメイヨシノの開花・満開の時期が、平年よりも10日ほど早いものでした。地球温暖化によって、桜の開花時期が早まるだけでなく、全国一斉に開花したり、桜が咲かなくなる地域まで生じる可能性が考えられるといった研究結果もあるとのこと。

地球温暖化が年々進行していくにつれて、自然災害の発生頻度も増加傾向にあります。近年の自然災害の激甚化・頻発化の影響により、共済金・保険金の支払いが増大したことを背景に、共済掛金・保険料を大幅に引き上げる対応も見られました。また、異常危険準備金（大規模な自然災害などに見舞われても共済金・保険金を払えるよう、共済掛金・保険料収入から一定額を積み立てる資金）は大幅な取崩しを余儀なくされ、その残高は低水準となっています。そのような中で、いつ発生するか予測ができない大規模自然災害に備えるため、早急に異常危険準備金残高を十分な水準に回復させる必要から、共済団体・損害保険会社では、さらなる準備金の積増しを必要としています。

近年、日本は複数の大型台風に見舞われ、大きな被害が発生しています。特に2018年には、台風21号が関西地方に人的、経済的に大

きな爪痕を残し、台風24号は、関西から関東の広域で被害をもたらしました。2019年には、台風15号と台風19号が、千葉県をはじめ静岡県、関東甲信越、東北地方の各地で甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいのではないのでしょうか。台風・暴風雨・豪雨等による損害の保障としては、建物共済、火災共済、自然災害共済、火災保険において、「風災」を支払事由として保障が受けられる旨を定めています。

共済・保険契約に規定する「風災」について、どこまでの範囲で保障されるかが争われる場合があります。このようなときには、共済契約については日本共済協会の共済相談所、あるいは損害保険契約については日本損害保険協会のそんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）に相談窓口が設けられています。

2018年以降の相談状況について、「共済相談所活動報告」によると、2018年度の相談・苦情受付件数の合計が2,828件、そのうち建物共済に関するものが686件、2019年度は、合計2,850件のうち建物共済が673件、2020年度は、合計2,537件のうち建物共済が578件、2021年度は、合計2,490件のうち建物共済が504件と推移しています。そして、紛争解決支援の

審査委員会への裁定申立件数（建物共済以外の共済の種類も含む）は、2018年度が31件、2019年度25件、2020年度22件、2021年度11件です。

「そんぽADRセンター 統計号」によると、2018年度の相談・苦情受付件数の合計が33,018件、そのうち火災保険に関するものが4,234件、2019年度は、合計32,450件のうち火災保険が4,238件、2020年度は、合計28,657件のうち火災保険が4,656件、2021年度は、合計28,476件のうち火災保険が5,090件と推移しています。そして、紛争解決手続の申立てについては、2018年度は合計3,568件、そのうち火災保険に関するものが366件、2019年度は合計3,828件のうち火災保険が513件、2020年度は合計3,624件のうち火災保険が799件、2021年度は合計3,468件のうち火災保険が909件です。

正確に把握するためには、契約数、契約内容等を検討する必要がありますが、共済に関しては、2018年度、2019年度に相談・苦情の件数が多く、2020年度以降は減少に転じ、紛争解決の申立ても、2018年度をピークに減少傾向にあることが見てとれます。損害保険については、相談・苦情の件数は2018年度を、紛争解決手続の申立件数は2019年度をピークに減少傾向にあるものの、火災保険に関しては、相談・苦情の件数、紛争解決手続の申立件数いずれも2021年度まで増加傾向にあることが見てとれます。

古い建物であっても「風災」を原因としている範囲で保障を求めることは正当であるとして、そもそも保障の対象外である経年劣化、老朽化や人的な衝撃を原因とする部分を含め、屋根や壁全体の修復費用についての保障を求める事案が見られます。申請代行業者や修理業者の中には、「火災保険が使えるので負担はない」「無料で保険の申請代行をする」などと勧誘し、災害に便乗して不必要な修理を契約させようとする場合があります。国民生活センターによる注意喚起もなされています。

一般消費者である契約者にとって、共済契約・保険契約の内容を十分に理解することは難しく、実際に災害にあってはじめて保障の内容を知ることが少なくありません。「風災」についても同様です。

契約締結時はもちろん、前契約と同内容で更新する際等の情報提供や、災害時に請求勧奨をする等、地道で丁寧な対応をすることで、契約者の保護を図ることが重要です。

他方で、共済・保険契約の本来の目的や意義、契約の内容を理解してもらえよう、消費者教育の機会を確保することも必要であると考えます。

（日本大学法学部 教授）